

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、平成17年度に1市（甘木市）2町（朝倉町、杷木町）の合併により誕生した水と緑豊かな田園都市である。国勢調査によると、合併後の平成22年10月1日現在の人口は56,355人で、令和2年10月1日現在の人口では50,273人となり、直近10年間では6,082人減少しており、今後も人口減少が見込まれる。

また、令和2年10月1日現在の国勢調査人口を人口年齢3区分別（15歳未満、15～64歳、65歳以上）にみると、15歳未満人口[年少人口]は6,071人（総人口の12.2%）、15～64歳人口[生産年齢人口]は26,115人、（同52.5%）、65歳以上人口[老年人口]は17,523人（同35.3%）となっている。これを平成22年10月1日現在の同調査と比較すると、15歳未満人口[年少人口]は0.7ポイント低下、15～64歳人口[生産年齢人口]は7.0ポイント低下、65歳以上人口[老年人口]は7.7ポイント上昇しており、少子高齢化が進展している。

次に、本市の産業構造について、令和2年10月1日現在の国勢調査による産業別就業人口を見ると、第1次産業13.5%、第2次産業24.7%、第3次産業61.8%、その他4.9%となっている。

また、令和3年度の産業別市内総生産額の割合を見ると、第1次産業2.1%、第2次産業59.1%、第3次産業38.1%、その他0.7%となっている。

第1次産業においては、県内4位の広い面積を活かし農業を基幹産業として発展してきたが、近年は少子・高齢化による人口減少の影響で農家数及び作付面積ともに減少傾向にあるため、特徴を活かした6次産業化による所得向上や経営確立を目指している。

また、3つのインターチェンジを有するという利点を生かし、企業誘致にも力を入れているが、域内の事業所数は減少傾向にある。さらに、経済のゆるやかな回復により、従業者数は増加傾向にあるが求職者数が足りず、人手不足の問題も生じている。

商業については、郊外型大規模店舗の進出の影響により、市街地の商店が廃業・撤退を余儀なくされ、シャッター通りとなっていたため、中心市街地ではアーケードを撤去し、新たな街並み整備を行うとともに、中心市街地の空き店舗に新たに开店する人に対して空き店舗対策事業費補助事業を講じてきた。加えて、近年は創業支援事業を展開してきており、中心市街地の活性化はもとより市域全体での商業振興策を図っている。

このような状況下、平成29年7月九州北部豪雨や平成30年7月豪雨等の発生、

令和2年新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、本市の中小企業者等は甚大な被害を受け、売上水準に戻っていない事業所が多々ある。

上記のような事業所に対し、安定した事業基盤を築けるよう支援していくことが喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者等の設備投資を促すことにより、経営基盤強化と持続的に成長できる環境を整える。

そのための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

朝倉市内の産業は、農林業、製造業、サービス業など多岐に渡り、多様な業種が市内の雇用と経済を支えているため、あらゆる産業の設備投資を支援することで市内経済の浮揚を図りたい。したがって、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

市内事業者に広く生産性を向上させる機会を提供するため、本計画の対象地域は、朝倉市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

市内事業者に広く生産性を向上させる機会を提供するため、全ての業種及び事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

雇用の安定に配慮するため、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(2) 計画認定の対象としない事業

①公序良俗に反する事業

②暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が計画する事業

③市長が計画の認定を不適當と認める事業

(3) その他

市は、導入促進基本計画の進捗状況の把握及び、中小企業者の先端設備等導入計画の進捗・実施状況の把握に必要な調査を実施する。先端設備等導入を実施しようとする中小企業者は、当該調査に協力するものとする。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。